

意見書第7号

抜本的な働き方改革を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり読谷村議会議規則（昭和62年議会規則第1号）
第14条第2項の規定により提出します。

令和4年10月21日提出

読谷村議会 議長 伊波篤 殿

提出者

読谷村議會議員 與那霸沙姫

賛成者

読谷村議會議員 城間真弓

読谷村議會議員 上地利枝子

読谷村議會議員 伊佐眞武

抜本的な働き方改革を求める意見書

令和4年4月、県内の公立小中高と特別支援学校において、教員が64人不足の状況で、新年度がスタートし、わずか5ヶ月間で94人が不足する事態となっています。

保育に関しても、沖縄県は待機児童率が全国一位であるにも関わらず、現在も保育士不足は解決されないまま、認可外保育施設や、地域型保育事業に頼らざるを得ない状況です。

問題を解決にするには、教員に至っては教職員評価システムの撤廃、賃金見直し、教員定数見直しを行い、保育士には、保育士配置基準の見直し、賃金の見直しの抜本的な働き方改革に一刻も早く取り組まないといけません。生涯にわたる人間形成にとって重要な時期に、保育者や教員が足りないとなれば、保育・教育の質が問われてしまいます。

他にも、特別支援員・医療的ケアを行う看護師を、教員と同等な存在として常駐させる学校づくりの責任を国が担うことで、教員は自己研鑽に力を注ぐことができ、子どもは障がいの有無に関係なく、地域で育つ権利が保障されます。その効果は、子どもたちにとって権利意識を持つことや多様性を理解する力になり、日本の将来を担う人材育成につながります。

日本・沖縄の将来を担う子どもたちの生きる力を育むためにも下記の事項を実施するよう強く求めます。

記

- 1 生涯にわたる人間形成に極めて重要な時期の子どものために、教職員評価システムの撤廃、教員定数見直し、賃金見直し、保育士配置基準見直しを行うこと。
- 2 障がいの有無に関係なく地域で育つ権利を保障するために、特別支援員・医療的ケアを行う看護師を、教員と同等な存在として常駐できる制度づくりを行うこと。
- 3 児童福祉法・教育基本法・児童憲章・児童権利宣言・子どもの権利条約の理念と目的をもとに、一刻も早く保育士と教員を補充し、主体的・対話的な深い学びを子どもへ提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月21日

沖縄県読谷村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、沖縄県知事、沖縄県総務部長
沖縄県子ども生活福祉部長、沖縄県教育委員会教育長